

平成27年5月22日

各位

会社名	TPR株式会社
代表者	代表取締役社長兼COO 山岡 秀夫 (コード番号：6463 東証第一部)
問合せ先	執行役員経営企画室長 宮坂 佳介
電話番号	03-5293-2811

「内部統制システム整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は下記のとおりです。

TPR 企業理念のもと、この基本方針に基づき、業務の適正を確保してゆくとともに、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図ってまいります。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆる J-SOX 法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

記

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPR グループコンプライアンス基本規程」及び「TPR コンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。さらに当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて 10 年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「システムセキュリティ要領」に基づき、進歩する IT 技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効率性の観点から、当社の経営に係る重要事項については、事前に取締役と常務・専務執行役員で構成する経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会において執行を決定しています。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
- b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な職務執行が行われるようにしています。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「TPR グループコンプライアンス基本規程」及び「TPR コンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、推進組織として社長を統括責任者とし、コンプライアンス担当役員を責任者として、主要部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
- b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
- c. 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
- d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
- e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内外からの通報体制の一つとして、弁護士を情報受領者とする通報システムを設置しています。
- f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社各社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「TPR グループコンプライアンス基本規程」を定めています。これを基礎として、子会社各社においてもコンプライアンス規程を定めています。

⑦子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

⑧子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPR グループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社についても、各社毎のリスク管理規程を定めてリスク管理体制の整備強化に努めています。

⑨子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、事前に当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は2か月に1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

⑩子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等及び使用人は「TPR グループコンプライアンス基本規程」を遵守するとともに、当社と同様に内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。

⑪当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- a. 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められた時は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしています。
- b. この場合、当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・人事考課・賃金改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定するものとしています。
- c. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしています。

⑫当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役への報告体制を整備するため、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について「特記事項報告書運営要領」を制定して運用しています。当該要領に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしています。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑬子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、当社または当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役会またはコンプライアンス委員会に通報できる体制としました。通報を受けたコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとしています。監査役は当該子会社に対し事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来、当社及び子会社の取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑭前2項の報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、当社の監査役、内部監査部署またはコンプライアンス委員会に通報した場合には、匿名性を保持すると共に、通報したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するものとしています。

⑮監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役の職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役の請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

⑯その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「TPR グループコンプライアンス基本規程」及び「TPR コンプライアンス規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしています。

⑰反社会的勢力との関係遮断、および排除するための体制

- (1) 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持する為に、「TPR グループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしている。
- (2) 反社会的勢力対応部署を総務部とし、社内各部門への対応指示徹底および社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底する。
- (3) 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとする。

⑱財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施する。
- (2) 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成する。
- (3) 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとする。

以上